

## 義務付け・枠付けの見直し主要論点整理表

### <環境省関係>

#### — 目 次 —

○見直し困難又は更なる検討が必要との回答があったもの（地方要望5条項のうち1条項〔1項目〕）	
・ 総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意協議の見直し（水質汚濁防止法）	1
○勧告内容と異なる見直しを行うとの回答があったもの（地方要望5条項のうち1条項〔1項目〕）	
・ 窒素酸化物総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意協議の見直し（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）	2

※資料中「府省回答の内容」及び「所管府省の考え方」は、所管府省からの回答を踏まえ、内閣府の判断で記載したものの。

**総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意協議の見直し  
(水質汚濁防止法第4条の3第3項)**

環境省

現状	総量削減計画を定める場合、 <b>環境大臣への同意協議</b> が必要(都道府県)	
勧告の内容	環境大臣への <b>同意協議の範囲を限定</b> (計画のうち削減目標量についてのみ「同意協議」を許容)	
地方の要望	総量削減計画は、国が定める基本方針を踏まえた上で、地域の実情に応じて策定すべきものとされていることから、同意協議は廃止すべき。	
府省回答の内容	他の項目について同意協議が必要 ( <b>現行の規定どおり</b> ) <ul style="list-style-type: none"> <li>削減目標量の達成の方途</li> <li>その他総量の削減に関し必要な事項</li> </ul>	
論点	<b>所管府省の考え方</b>	<b>コメント</b>
	<p>「目標達成の方途」等については、<u>国の補助金を受けて行う事業や複数の都道府県にまたがる施策が多く、国の施策と整合を確保し、かつ効果的・効率的なものであることの確認を行うため同意協議が必要。</u></p> <p>(下線部例、下水道・浄化槽整備、農地や家畜からの汚濁負荷削減対策、東京湾における水質一斉調査等)</p>	<p><b>・今回の見直しにおいて、他の総量削減計画(大気汚染防止法等)については「目標達成の方途」に関する同意協議は廃止されることになっている。</b></p> <p>(※環境省は、自動車NOx法についてのみ協議の存置を主張)</p> <p>・国として削減量の総量規制・管理にあたっては、各都道府県の削減目標量が確認できれば十分であるはず。</p> <p>・他府省との整合性を気にしているようだが、これまでの事例を見ても、<b>目標達成のための定量的・具体的な事項の記載は限られており、国が同意するまでの必要はない。</b></p> <p>(例:「削減目標量の達成のための方途」(神奈川県))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合流式下水道については越流水の改善を促進する。</li> <li>合併処理浄化槽への転換を促進する。</li> <li>洗剤の使用等を適正に行うよう普及啓発に努める。</li> </ul>

**窒素酸化物総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意協議の見直し**  
 (自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第7条第3項)

現状	窒素酸化物総量削減計画を定める場合、 <u>環境大臣への同意協議</u> が必要(都道府県)	
勧告の内容	環境大臣への <u>同意協議を廃止すべき</u> (計画のうち削減目標量、計画期間についてのみ「協議」を許容)	
地方の要望	総量削減計画は、国が定める基本方針を踏まえた上で、地域の实情に応じて策定すべきものとされていることから、同意協議は廃止すべき。	
府省回答の内容	<u>大臣の同意を廃止</u> するが、 <u>勧告の内容に加えて「計画達成の方途」についても協議が必要</u>	
論点	所管府省の考え方	コメント
	計画達成には国の事業や国と地方が協力して実施する事業が重要であることから「計画達成の方途」について協議が必要。 (下線部例、国直轄道路の整備、国補助事業、低公害車等の普及促進 等)	・国として削減量の総量規制・管理にあたっては、各都道府県の削減目標量と期間が協議を通じて確認できれば十分であるはず。 ・ <u>道路整備等との整合については、都道府県、市町村、地方行政機関(地方整備局、運輸局等が参加)等で組織する協議会が法に基づき設置されている。</u> <u>当該協議会の場において計画内容に関する意見聴取等を行えば十分ではないか。</u>

## 環境に関する総量削減計画の大臣協議について

(○:存置、×:廃止)

	国の関与の方法	項目(削減目標量)	項目(計画達成の方途)	項目(その他事項)
ダイオキシン類 総量削減計画	同意協議を協議に見直し (勧告どおり)	勧告○→回答○	勧告×→回答×	
指定ばい煙 総量削減計画	同上	勧告○→回答○	勧告×→回答×	
窒素酸化物 総量削減計画	同上	勧告○→回答○	勧告×→ <u>回答○</u>	
水質汚濁の 総量削減計画	同意協議のまま (勧告どおり)	勧告○→回答○	勧告×→ <u>回答○</u>	勧告×→ <u>回答○</u>

- **国としての関心事項は、削減目標量であり、そのために何をするか(計画達成の方途等)は、地域に委ねるべき。**国が協議を受ける必要はない(まして、国の同意も不要)。
- 下水道、浄化槽、道路整備など、国の政策(財政支援等)との整合性のために、「計画達成の方途」について、協議を要求しているが、**実際の計画をみても、国の政策に干渉するようなものになっていない。**仮に、国の補助を受けられるかどうかわからない場合であっても、県の責任で計画を策定するのは問題ないはずである。

### (例)福岡県の計画中、「計画達成の方途」のうち下水道部分

#### ア 下水道の整備

下水道の整備については、社会資本整備重点計画との整合を図りながら、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図るものとする。下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入を推進するものとする。

表4 下水道整備計画

年度	行政人口(千人)	処理人口(千人)
21	1,132	966